

小中学校再編に伴う遠距離通学基本方針

H26.11.14 田原市教育委員会

1 小中学校の現在の通学方法

(1) 登下校の方法

- 小学校の通学は、原則徒歩による集団登下校
- 中学校の通学は、徒歩又は自転車通学

(2) 通学距離

- 小学校で概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内が適正

(3) 登下校時間

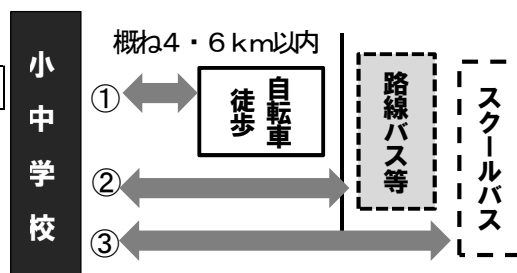
- 学校、季節によって異なる。
- 田原中学校は、午前8時10分頃までに登校、下校は午後4時頃から6時30分頃まで（朝の部活動は午前7時30分から開始、7時20分頃には登校）

2 遠距離通学の検討手順

(1) 通学方法検討の考え方

■小中学校の通学

- ①概ね4・6 km以内 = 徒歩又は自転車利用
- ②概ね4・6 kmを超える = 路線バス・ぐるりんバス利用
※利用可能な路線バス等が運行している場合
(沿線地域+沿線外から自転車による乗継含む)
- ③概ね4・6 kmを超えるが、路線バス等が利用できない
= スクールバス 利用



(2) 遠距離通学におけるバス利用の方向性

- 路線バスの沿線地域では、①路線バス利用を検討、②ぐるりんバス等利用を検討、③スクールバスの運行、という流れで検討する。
- また、路線バスに接続するぐるりんバス路線がある場合は、その利用も検討する。

3 遠距離通学における確認項目

ア 徒歩・自転車通学の可能性

- ・ 徒歩通学・自転車通学を可能とする区域、及びその児童・生徒数を確認
- ・ 通学路の安全性も確認

イ 路線バス等による通学の可能性

- ・ 路線バス・ぐるりんバスの運行区域の対象人数を確認
- ・ バス停の待合環境や自転車通学の安全性・駐輪場確保なども確認（バス停までの自転車移動含む）
- ・ 対象人数が乗車定員を超える場合は、増便・追加車両・ルート等の変更の可能性を検討

ウ ア・イでは対応できない通学へのスクールバス対応

- ・ 徒歩・自転車・路線バス等による通学ができない場合には、スクールバスの運行を検討
- ・ 通学路やバス停の安全性の確認
- ・ スクールバスの運行ルート・乗降場所・運行時刻（登下校）を設定

4 遠距離通学者への通学費の支援

- 路線バス等の通学費（運賃）への支援（定期券の購入など）
- スクールバスの運行